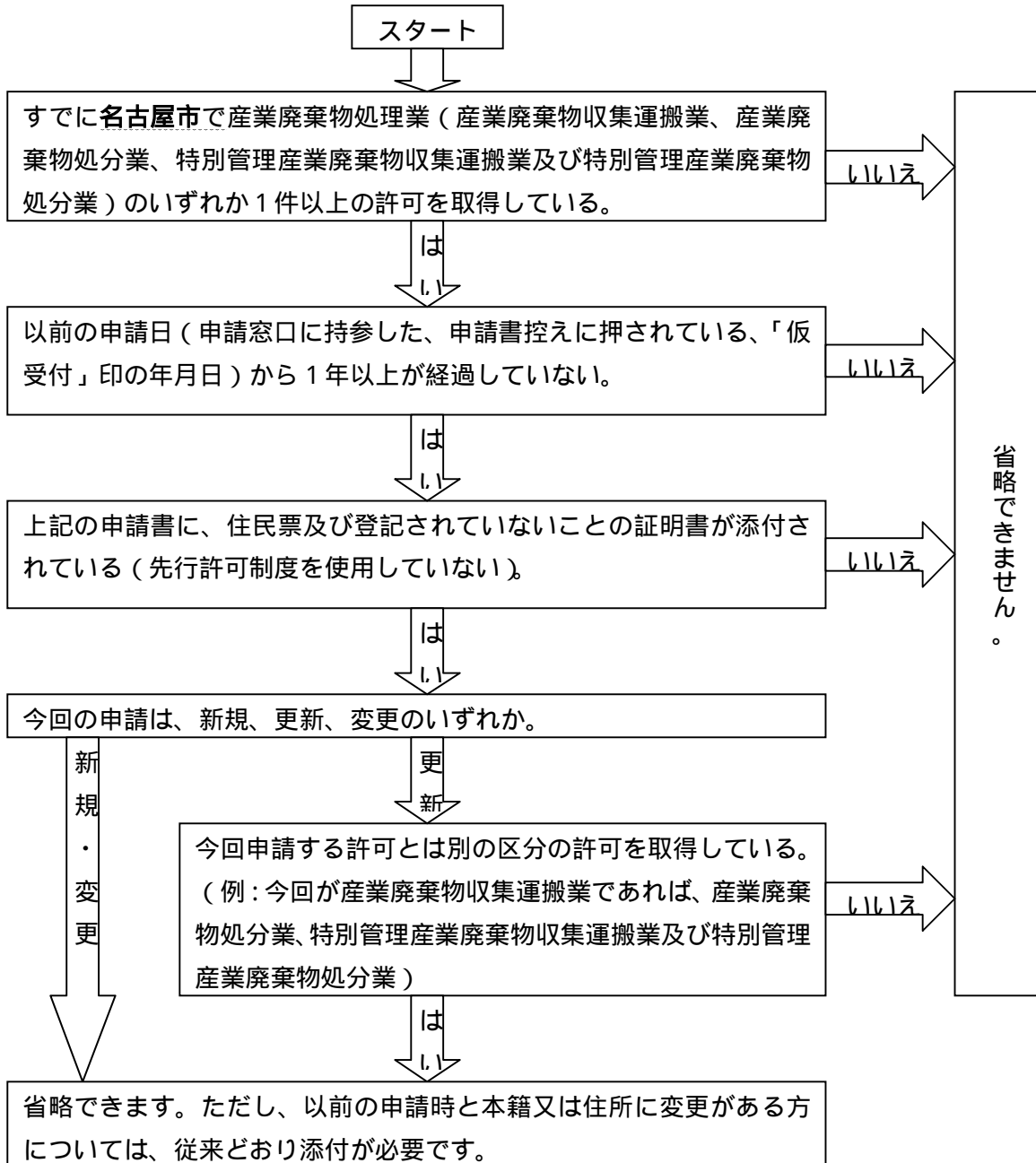


## 産業廃棄物処理業許可申請の先行許可制度について

規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出により、産業廃棄物処理業許可申請書の必要添付書類である、役員等の住民票及び登記されていないことの証明書が省略できる場合があります。詳しくは下記のフローをご覧ください。



### 申請の窓口・申請に関する問い合わせ先

〒460-8508  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所本庁舎4階  
環境局事業部廃棄物指導課 産業廃棄物審査係  
Tel 052-972-2391(ダイヤル) Fax 052-972-4132